

第 12 章 農業災害応急計画

1 計画の概要

風水害等による農作物等の被害、農業関係施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊並びに林産及び水産施設の被災等に対応するために、県、町及び農林水産業関係団体等が実施する災害応急対策について定める。

2 農業水産業災害応急対策計画フロー

震災対策編 第3編第12章「2 農林水産災害応急対策計画フロー」を準用する。

※ 「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

3 被害状況の把握

震災対策編 第3編第12章「3 被害状況の把握」に同じ。

4 二次災害防止措置

震災対策編 第3編第12章「4 二次災害防止措置」に同じ。

5 災害応急対策

震災対策編 第3編第12章「5 災害応急対策」に同じ。